

令和6年度 市民税・県民税 (国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料) 申告書の書き方

3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項

- ⑬ **社会保険料控除** 国民健康保険税や国民年金保険料など社会保険料の額 (国民年金保険料及び国民年金基金の掛金は支払証明書を添付)
- ⑭ **小規模企業共済等掛金控除** 支払った掛金の額 (証明書添付)
- ⑮ **生命保険料控除** 計算方法は下記のとおり (証明書添付)
 - A. 新契約 (平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等) の計算方法
 - B. 旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等) の計算方法

支払保険料の金額	生命保険料控除額	支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額	15,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額 × 1/2 + 7,500円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額 × 1/4 + 17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

※A. 新契約とB. 旧契約の両方について控除を受ける場合は、限度額が2万8千円になります。
※合計適用限度額は7万円です。

- ⑯ **地震保険料控除**
 - A. 地震保険契約の計算方法
 - B. 旧長期損害保険契約の計算方法

支払保険料の金額	地震保険料控除額	支払保険料の金額	旧長期損害保険料控除額
50,000円以下	支払保険料の金額 × 1/2	5,000円以下	支払保険料の金額
50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以下	支払保険料の金額 × 1/2 + 2,500円
		15,000円超	10,000円

※A及びBの合計金額が2万5千円を超える場合は2万5千円を限度額とします。
※一つの契約で地震保険と損害保険の両方に該当する場合は、どちらか一方の契約区分を選んで計算してください。

- ⑰⑱ **寡婦控除及びひとり親控除**
 - 寡婦控除 260,000円
 - ひとり親控除 300,000円

配偶関係	寡婦控除		ひとり親控除		
	死別	離別	死別	離別	未婚
扶養親族：「子」あり	—	—	30万円	30万円	30万円
扶養親族：「子以外」あり	26万円	26万円	—	—	—
扶養親族なし	26万円	—	—	—	—

※合計所得金額が500万円を超える方は、控除を適用できません。
※住民票の続柄に「夫（未婚）」「妻（未婚）」の記載がある方は、控除を適用できません。

- ⑲ **勤労学生控除** 260,000円 (合計所得が750,000円以下で給与所得以外の所得が10万円以下) (証明書添付)
※寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合は、□に✓を記入してください。
- ⑳ **障害者控除** 260,000円 (特別障害者は300,000円) (手帳の写し添付)
※障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方など精神や身体に障害がある方のことです。
※特別障害者とは、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方や重度の知的障害者と判定された方など、障害者のうち特に重度の障害のある方のことです。
同居特別障害者の場合 530,000円
※特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、自己または配偶者、生計を一にする親族と同居の場合

- ㉑ **配偶者控除**

	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人 (昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

- ㉒ **配偶者特別控除**

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超	3万円	2万円	1万円

※同一生計配偶者とは、申告者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の方の事です。

- ㉓ **扶養控除**
 - ① 特定扶養親族 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ) (16歳以上) 1人につき450,000円
 - ② 老人扶養親族 (昭和29年1月1日以前生まれ) 1人につき380,000円
 - ③ 同居老親扶養親族 (同居で自己又は配偶者の直系尊属である場合) 1人につき450,000円
 - ④ その他の扶養親族 1人につき330,000円
※同居が別居について、□に✓を記入してください。別居の場合は、裏面「12」に再度、氏名・住所等を記入してください。
- (16歳未満) 年齢16歳未満 (平成20年1月2日以降生まれ) の扶養親族を記入してください。

本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付してください。(郵送の場合は、写しを添付してください。)

令和6年度市民税・県民税 (国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料) 申告書 表 (令和5年1月1日～12月31日収入分)

以下の順に記入願います。

- ・住所・氏名等 (右上)
- ・1 収入金額等
- ・2 所得金額
- ・3 所得から差し引かれる金額に関する事項
- ・4 所得から差し引かれる金額
- ※その他該当する項目がある方は裏面も記入願います。
- ※収入がなかった方は、「1 収入金額等」の給与欄及び、「2 所得金額」の給与欄、合計欄に「0」と記入し、下段の「収入 (所得)」がなかった方の記入欄」の該当する番号を○で囲み、必要事項を記入願います。

個人番号 9876 5432 1098

住所 小野市中島町 531 番地

フリガナ オ ノ タ ロウ

氏名 小野 太郎

生年月日 大・昭・平・令 52年 3月 15日生

職業 △△建築 電話番号 63-1000

受付印 小野市長様 年月日 提出

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険	300,000
国民年金	319,200
合計	619,200

⑮ 生命保険料控除

控除の種類	金額
新個人年金保険料の計	60,000円
旧個人年金保険料の計	36,000円
介護医療保険料の計	0円

⑯ 地震保険料控除

控除の種類	金額
地震保険料の計	20,000円
旧長期損害保険料の計	0円

⑰～⑲ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除

⑳ 障害者控除

氏名	生年月日	障害の程度
1 小野太郎	大昭平令 53.5.10	4級
2 小野花子	大昭平令 53.5.10	0円

㉑ 扶養親族

氏名	生年月日	同居	別居	控除額
1 小野一郎	大昭平令 18.1.1	同居	別居	33万円
2 小野良子	大昭平令 30.2.2	同居	別居	33万円
3 小野良男	大昭平令 20.3.3	同居	別居	33万円

収入 (所得) がなかった方の記入欄 (生活状況について該当する番号を○で囲み、必要事項を記入)

収入 (所得) がなかった方の記入欄	氏名	あなたとの続柄
1 右の者から扶養・援助を受けていた。		
2 雇用保険金・遺族年金・障害年金 () を受給していた。	住所 同上・その他 ()	
3 生活保護法による生活扶助を受けていた。	受給期間 年 月 から 年 月	
4 貯蓄により生活し	収入がなかった方は該当する番号を○で囲み、必要事項を記入願います。	

※裏面にも記入する欄がありますので注意してください。

所得から差し引かれる金額	金額
1 社会保険料控除	619,200
2 小規模企業共済等掛金控除	0
3 生命保険料控除	58,000
4 地震保険料控除	10,000
5 寡婦、ひとり親控除	260,000
6 勤労学生、障害者控除	0
7 配偶者 (特別) 控除	330,000
8 扶養控除	660,000
9 基礎控除	430,000
10 雑損控除	2,367,200
11 医療費控除	0
12 合計	2,367,200

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収) 自分で納付 (普通徴収)

1 収入金額等

令和5年1月1日から12月31日まで (前年中) の収入金額を記入してください。収入金額とは、必要経費を差し引く前の金額です。(生活費は、必要経費にはなりません。)

種類	主な内容
営業等	小売、製造、自動車整備、飲食、理髪、外交員、大工、左官等
農業	農作物の生産、果樹等の栽培
不動産	貸家、貸事務所、貸駐車場、貸土地等
利子	国債や銀行預貯金等から生じた利子
配当	株式や出資の配当、剰余金の分配
給与	給料、賃金、賞与、アルバイト・パート収入等
専従者給与	親族である個人事業主から支払いを受けた給与
雑公的年金等	日本年金機構等から支払いを受けた年金 (ただし、遺族年金や障害者年金等の非課税年金を除く。)
雑業務	原稿料、講演料等、副業による収入
雑その他	個人年金、互助年金等
総合譲渡短期	土地建物等以外の資産の譲渡で、保有期間が5年以下の場合
総合譲渡長期	土地建物等以外の資産の譲渡で、保有期間が5年を超える場合
一時	満期保険金、満期返戻金、懸賞 (当せん) 金

2 所得金額 (上記の収入金額から必要経費を差し引いた後の金額)

給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額は、収入金額に応じて、裏面の速算表により計算します。

種類	添付または提示すべき書類等	備考
営業等	収支内訳書、収入計算書、経費計算書	裏面も記入
農業	収支内訳書又は農業所得計算書	裏面も記入
不動産	収支内訳書	裏面も記入
利子	利子に関する明細書	
配当	配当に関する明細書	裏面も記入
給与	源泉徴収票、給与明細書等	裏面も記入
専従者給与	源泉徴収票、給与明細書等	裏面も記入
雑公的年金等	日本年金機構等からの源泉徴収票 (ハガキ) 等	
雑業務	支払調書、収入明細、経費明細等	裏面も記入
雑その他	支払調書、収入明細、経費明細等	裏面も記入
総合譲渡短期	取得価格を証する書類、売買契約書等	裏面も記入
総合譲渡長期	取得価格を証する書類、売買契約書等	裏面も記入
一時	満期金支払明細書等	裏面も記入

3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項

- ㉔ **基礎控除** 次の表のうち、いずれかの金額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

- ㉕ **雑損控除** 次のうち、いずれが多い方の金額 (領収書等添付)
 - ① (損失額 - 保険金等による補填額) - 総所得金額等 × 1/10
 - ② (災害関連支出の金額 - 保険金等による補填額) - 5万円

- ㉖ **医療費控除**
 - 通常分: (支払った医療費の総額) - (保険金等で補填される金額) - (総所得金額等の5%の額か10万円のいずれか低い額) ただし、200万円を控除限度額とします。(明細書添付)
 - 特例分: (支払った特定一般用医薬品等購入費の総額) - (保険金等で補填される金額) - 1万2千円 ただし、8万8千円を控除限度額とします。(明細書および「一定の取組」を明らかにする書類添付)
- ※「特例分」(セルフメディケーション税制適用) を選択する場合は、区分の□に✓を記入してください。